

第 1 7 3 号  
2 0 2 5 年 8 月

世田谷区肢体不自由児(者)父母の会

会 長 坂 ますみ  
世田谷区松原 6 - 9 - 6

# ひまわり

## 会 長 挨 拶

坂 ますみ

猛暑が続く毎日ですが、みなさまお変わりありませんでしょうか。水分補給をしっかりと、涼しい場所で過ごすようにしましょう。

さて、11月15日～26日の12日間デフリンピック競技大会が東京で開催されます。デフリンピックは聴覚障害者のためのスポーツの祭典で、日本では初めて開催され、100周年という記念すべき大会だということです。競技運営には国際手話が使われるということですが、**「手話は言語である」**ということを理解することがとても難しかったです。世界にはたくさんの手話があり、その国や地域では言語とは完全に独立した独自の手話を使用しているそうです。日本だけでも、日本手話と日本語対应手話があります。手話は耳や口の不自由な人が言葉の代わりに手で表現して伝える方法のひとつで、手で話す言葉とか、目で見える言葉とも言われるようです。

日本手話は手だけでなく、位置関係や手指の動きや大きさ、速度、眉や首、口、視線や表情などなどを含めた連続的な動きにより日本語における助詞や助動詞、副詞、形容詞などの要素も表現でき、かなり複雑な内容も伝達することができます。自然言語的に日本手話を学んできた背景から、母国語を日本手話とする考え方があります。

日本語対应手話は日本語の文章に合わせて手話の単語を並べていき、口も一緒に動かして助詞や助動詞などを補足していきます。

また、指文字という手話があります。新しい単語や手話表現が作られていない単語は50音を1文字ずつ指の動きで表現する指文字を用いてコミュニケーションを図ります。

世田谷区では、令和6年4月に「世田谷区手話言語条例」が施行されました。なかなか理解を進めるにはいたっていないように思われますが、デフリンピックで、PRができるとうい、と思います。



一泊体験旅行の案内を先月発送いたしました。まだ締め切りにはなっていないので、みなさまのご参加をお待ちしています。それでは、暑さに負けないように元気に過ごしましょう。

### <定例会のご案内>

【お問い合わせ】090-5317-8171 平野

- ◇ 日時:9/18(木)、10/16(木)、11/20(木)、12/18(木) 10時～12時
- ◇ 会場:世田谷区児童相談所(旧総合福祉センター)A会議室

## ..... 令和 7 年度 定期総会報告 .....

さる5月22日に定期総会を開催し、すべての議案が承認されました。  
ご出席いただきました方、委任状をご送付くださいました方、ありがとうございました。  
お陰を持ちまして、令和7年度の事業が始まっております。  
当会の皆さまには報告書を同封しています。

### こころとからだのりリフレッシュ講習会

#### 「健康づくりの測定と運動」

令和7年6月5日 うめとぴあ会議室 参加者8名

当日ラジオ体操のようなものかなと思いながら参加しました。  
体操の前に体成分分析測定をマシンの上に1分程度乗るだけであちこちの筋肉量や脂肪量の測定ができました。すぐに InBody 測定表を一人ずつもらい、腕や脚の筋肉量や脂肪量は測ったことがないのでしばらく真剣に見ていました。皆さんも無言で。何となくわかっていても数字で表されると辛いものがあったのは私だけではなかったと思います。  
今日は腰と膝の椅子に座ったままいつでも出来る予防の為の運動を教えてくださいました。頑張ってるのではなく、普段自然にしているようなことですので是非覚えておいてください。  
お話のなかで寝返りを何回くらいしていると思いますか？と聞かれ20から30回程度だそうで、だんだん数回に減ってくるそうです。私はほとんど動かないのでとても寝相が良いと思っていましたが違うこと初めて知りました。そういえば朝体中が痛く動けないときがあったのは夜中に動いていないからと思い、最近は夜中でも目が覚めたときちょっとストレッチしたりしています。人それぞれ違うので自分の身体と向き合い知ることが大事なことです  
ね。

#### ※5つのポイント

浅く座って膝を伸ばし脚の力を抜く

お皿をうごかす

お皿のマッサージ

膝裏のマッサージ

太ももの外側を上から足の先までさする。内側を下から上にさする  
座って脚を伸ばしたままつま先上げとかかと上げを交互にする



体制分測定

やってみてね。

(岩武)



体制分分析測定

## 池袋防災館 防災体験ツアー

◆日 時 令和7年6月23日（月）

◆会 場 池袋防災館

◆参加者 17名（当会1名）

○消火体験

○煙体験

○地震体験

○VR 防災体験

外部での学習会は初めてでした。今回の体験ツアーの趣旨は、普段地域の防災訓練に参加することが難しい障害者に、実際に災害体験をしてほしいというものでした。父母の会では以前臨海公園にある「そなエリア東京」にいきましたが、そなエリア東京は、地震災害後の支援が少ない時間を生き抜く知恵を学ぶ防災体験学習ツアー「東京直下 72h TOUR」を中心とした防災体験学習施設で、災害は映像をみせていただきました。

今回は災害を体験するツアーで、まず水消火器による消火体験をしました。

みなさん、壁に映る火に向かって水消火器を噴射していました。一般の家庭にある粉末消火器は噴射時間が15秒ほどで、3m～5mの距離から噴射します。これは、火災の初期消火において迅速に短時間で使用する必要があるためだそうです。

次に煙体験室で煙体験です。数名ずつ部屋に入り、姿勢を低くして口を覆って脱出します。中の様子は室外のモニターで見ることが出来ました。体験では車いすでも通れましたが、実際には姿勢を低く出来ない車いすは危険だと感じました。

次は震度7の地震体験でした。机の下に避難していた人たちは、固定された机の脚をしっかりと掴んでいても振り出されてしまっていました。今回は室内で、横揺れだけでしたが、実際は縦揺れもあるからもっと酷いとのことでした。

最後はVR 防災体験でした。VRとは、バーチャルリアリティのことで、専用ゴーグルを着用してコンピューターで創った世界を視覚・聴覚を仮想空間とリンクさせて現実のような体験をすることです。内容は

最初は台所の鍋の火災発生から消火しようとするけれど、消火器がうまく使えず慌ててしまい、15秒の噴射時間が終わり、あっという間に火が壁から天井に燃え広がるものでした。次は車を運転中の水害で、アンダーパスに入ってしまう、水位が上がって出られないというものでした。水中の画像は浮遊感があって酔ってしまうような気持ち悪さでした。

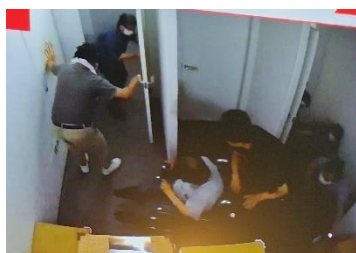
私は、現在脚を傷めていて机の下に入ることも、姿勢を低くすることも出来ないの、これは、被災したら逃げられないなと感じ、障害がある人達の避難行動は、困難ものだと思います。（坂）



消火体験



地震体験



煙体験



## 第62回 関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会 神奈川大会 報告

《開催日時》 2025年8月1日(土) 12:30~19:45

《会場》 横浜ランドマークタワー

《大会テーマ》 「住み慣れた地域で共生社会の実現」

～当事者目線の障害福祉を実現し、地域で安全・安心に暮らせる社会へ～

平成 28 年 7 月 26 日の神奈川県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」の痛ましい殺傷事件から 9 年経ち、この間に神奈川県の障害福祉が大きく変わってきたことに焦点を当てた。

同年 10 月に「ともに生きる社会かながわ憲章」が定められ、それを実現するため令和 5 年度に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行された。「障害者に関係する全ての人々が本人の気持ちになって考える、本人の望みや願いを大事にし、障害のある人が自分に必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくること」を目指している。この憲章を元に講演と意見交換が行われた。

基調講演 演 題：当事者目線の障害福祉推進（条例）と共生社会

講 師：石渡 和実（いしわた

かずみ）氏（東洋英和女学院大学名誉教授）

世田谷区の障害者施策推進協議会の会長をしてくださっている石渡先生の講演でした。

障害がある方が当たり前前に地域で暮らせる社会をつくっていききたい。社会が変われば弱者と言われていた人たちは弱者ではない。

最初は障害者権利条約と「障害者観」の転換について。障害者権利条約の 17 条「個人をそのままの状態で保護すること」の『そのままの状態』というのは、生まれたそのまま、ということで、どんなに障害が重くても、どんな支援が必要であろうと、その人はかけがえのない存在であるんだ。ということ。

人権を考える時に 12 条「法の前の平等」では、本人の思い・希望を大事にする支援が

### ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19 人が死亡し、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言ひようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

— 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします

— 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します

— 私たちは、障がい者の社会への参加を  
妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や  
差別も排除します

— 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

平成 28 年 10 月 14 日

神 奈 川 県



意思決定に通じる。意思決定は自己決定ではない。意思決定支援の必要性において自己決定のための支援の在り方が問われる。としている。本人が決めるのを待って見守って、本人の思い・主体性を大事にすること。意思決定のための支援こそ、共生社会を実現する基本である。と言われました。

#### パネルディスカッション

テーマ： 肢体不自由児者・重症心身障害者(医療的ケアを含む)が地域で暮らすためには

コーディネーター：石渡和実氏

パネラー：石塚史広氏（社会福祉法人キャマロード医師）

小児科医として考えるライフステージごとの多種連携

舩道正成氏（神奈川県福祉子ども未来局）

新たな条例の制定とその後の取組み状況など

伊藤文康氏（海老名市教育委員会教育長）

「フルインクルーシブ教育」について

牧野正子氏（神奈川県肢連役員）

地域で暮らすということ

中山文彦氏（神奈川県肢連顧問）

父母の会活動への提言

## 令和 7 年度 障害福祉関係の取組みについて（概要）

### ≪障害施策推進課≫

- 1 「世田谷区基本計画」（令和 6 年度～令和 13 年度） 地域福祉の推進と基盤整備
  - ・安心して暮らせる住居環境の整備、地域生活課題の解決に向けた取り組み、在宅医療・介護連携の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援を施策の柱とする。
  - ・障害の有無にかかわらず、基本的人権を享受する個人として、その人権が重んじられるとともに、誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる。
- 2 せたがやインクルージョンプラン
  - ・障害施策推進計画に基づく進捗管理を実施し、世田谷区障害者施策推進協議会等に定期的に報告し、評価・検証を行っていく。
  - ・令和 9 年度を始期とする次期計画に向けた実態調査を実施する。
- 3 地域共生社会実現に向けた取り組み
  - （1）世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の普及・啓発
  - ・インクルーシブな地域共生社会を実現するために条例の趣旨を幅広く区民に周知するための PR 事業の施策に取り組む。
  - （2）世田谷区手話言語条例の普及・啓発および手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備
    - ・世田谷区手話言語条例の周知と PR 施策に取り組む。また、遠隔手話通訳の対象窓口を拡大するとともに区職員の研修と条例の理解を深める機会を提供する。
  - （3）障害者差別に関する相談対応及び障害者差別解消法の普及・啓発

・障害者差別解消法の啓発を図る

- ①専門調査員の配置 当事者や相手方への聞き取り等の状況確認をおこない、解決に向けた働きかけを行う
- ②啓発・研究 条例の周知と併せ啓発パンフレットを小学４年生及び省職員へ配布し、出前講座をおこなう。
- ③ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布 援助や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」を作成配布する等普及拡大に取り組む。

(４) 障害理解の促進

- ①手話の普及・啓発 手話の普及啓発と聴覚障害者への理解促進のため、小学校への手話講師派遣を実施する。
- ②「区民ふれあいフェスタ」の開催 障害者週間記念事業「区民ふれあいフェスタ」を実施し、区民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者に「自立と社会参加の促進を図る。

４ 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活の安定を見据え、生活拠点を構成する５機能「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の整備を行う。

５ 福祉人材の確保・定着に向けた取り組み

(１) 採用活動経費の助成

- (２) 福祉サービス事業所におけるハラスメント等に関する弁護士相談。福祉サービス利用者又はその家族による不適切な言動（ハラスメントを含む）が繰り返される場合に、利用者と事業者の双方にとって安定的に福祉サービスの利用（提供）を続けていけるよう、福祉サービス事業所を対象としたハラスメント等に関する弁護士相談を実施する。

≪障害者地域生活課≫

１ 障害者施設整備に向けた取り組み

生活介護等の通所施設や重度障害者向けのグループホームの整備を重点課題として、公有地等を活用した整備を推進する。

(１) 公有地等を活用した整備

- ①東京都住宅供給公社大蔵住宅創出用地（公社用地）  
令和８年４月開設（予定）に向けて、生活介護と重度障害者向けのグループホームを整備する。
- ②区立北烏山地区会館跡施設（区有地）  
令和８年８月開設（予定）に向けて、重度障害者向けのグループホームを整備する。
- ③区立老人休養ホームふじみ荘跡地（区有地）  
令和９年４月開設（予定）に向けて、生活介護と重度障害者向けのグループホームを整備する。
- ④警察庁深沢宿舎跡地（国有地）  
令和１０年４月開設（予定）に向けて、生活介護と重度障害者向けのグループホーム・児童発達支援を整備する。

(２) 重度障害者向けグループホームの整備促進

民有地での整備も促進されるよう、重度障害者の受け入れに対する補助等の事業者支援や施設整備等の確保に向けた土地・建物所有者への働きかけなど、特に整備



が必要な重度障害向けグループホームの整備誘導を図る。

## 2 梅ヶ丘拠点障害者支援施設への運営支援

「東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設 梅ヶ丘」関係機関と検討を重ね運営改善の取組みに施設とともに取り組んでいく。

## 3 障害者労働支援

### (1) 障害者の就労支援と雇用拡大

障害者労働支援センターと就労支援施設等の連携を強化し、障害者就労の促進と定着支援に取り組む。「瀬田 JOB 応援プロジェクト」の取組みにより多様な働き方を支援する。

### (2) 障害者施設の工賃向上

「世田谷セレ部」や「障害者施設製品販売促進事業」と取り組みを引き続き行う。地域保健福祉推進基金を活用した補助事業「障害者施設受注拡大・工賃向上推進事業」の継続と常設販売所の販売場所設置拡大を図る。

## ≪障害保健福祉課≫

## 1 障害児通所施設の運営支援

### (1) 障害児通所施設の整備と運営支援

障害児通所施設等の整備の基本的な考え方を整理し、取り組む。通所施設の計画的訪問を通じて運営状況等の把握や施設からの相談にも適宜対応し、必要に応じて指導・検査を行うなどにより、サービスの質を確保していく。

### (2) 新規施設整備の取り組み

①警察庁深沢宿舎跡地を活用し、障害者施設との複合施設として、障害児通所施設（重症心身障害児事業含む）を整備し、令和10年度以降の開設を目指す。

②世田谷区弦巻総合保育園に障害児通所施設（重症心身障害児事業含む）を複合化し、令和12年以降の開設を目指す。

## 2 医療的ケア児支援の拡充

### (1) 医療的ケア相談支援センターHi・na・ta（ひなた）

医療的ケアを必要とする方や家族に、日常生活に関する相談、退院後の在宅生活を支えるプラン及び災害時個別支援計画の作成のほか、居場所機能を担う。

### (2) 医療的ケア児を受け入れる施設への助成

医療的ケアを受け入れる障害児通所施設に対し、「日中受入促進補助」「夕方受入促進補助」の補助単価を引き上げ、サービス充実を図る。

### (3) 医療的ケア児の笑顔を支える基金の運営

医療的ケア児ときょうだいの支援、災害時の支援体制づくりの事業、医療的ケア児の課題解決に取り組む支援事業に活用している。

### (4) 人工呼吸器を使用している医療的ケア児へのポータブル電源の配布

18歳未満の在宅で人工呼吸器を使用している医療的ケア児及び、18歳以上の在宅で人工呼吸器を使用している医療的ケア者を対象に、ポータブル電源等個別配布を年2回実施する。

## 3 高次脳機能障害の支援体制の再構築

「世田谷区保健センター」の相談支援と「東京リハビリテーションセンター世田谷」の訓練が連携した支援を着実に実施する。事例検討会や施設連絡会の実施を通じ、当事者・家族が安心して地域で生活できるよう連携の基盤づくりを行う。

## 4 精神障害者施設の充実

### (1) 精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業の実施

地域生活への移行を支援し、希望する地域生活の実現に繋げ、権利擁護を図

- る。
- (2) 精神障害者ピアサポーター活躍支援事業の実施  
精神障害者ピアサポーターを養成し、希望する地域の活動先で活躍するための支援に取り組む。
- (3) 地域障害者相談支援センター“ぽーと”  
障害を中心とした生活や人生における様々な悩みや困りごとの相談に応じ、関係機関と連携し、電話、面談、訪問での支援を行っている。

## 5 発達障害者支援

- (1) 発達障害相談・療育「げんき」  
発達障害支援の中核的拠点として相談や療育、保護者支援、地域の人材育成（研修会、巡回支援）などを実施する。
- (2) ピアサポート支援プログラム「みつけばハウス」  
発達障害特性がある方を対象にしたピアサポートによる居場所事業を実施する。

## 【行事予定】

### ●施設見学

開催日 : 9月10日(水) 11時30分より (集合11:10)  
場 所 : りばあさいど原宿

### ●1 泊体験旅行

開催日 : 10月9日(木)～10月10日(金)  
行 先 : スパリゾートハワイアンズ  
参加費 : 8,000円(一人)  
参加申し込み締め切り 8月31日(土)

### ●区障害福祉部とのフリートーク

開催日 : 10月23日(木)  
場 所 : 区役所 西棟会議室 (集合)13:15東棟区民会館ホール



次号の広報「ひまわり」は1月下旬の  
発行予定です